

# 介護老人保健施設ケアポートすなやま

## 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

### （運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団みよし会介護老人保健施設ケアポートすなやまにおいて実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### （運営方針）

- 第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
  - 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「笑顔」で「快適に」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
  - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
  - 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (職種及び員数)

2 業務上必要があるときは、前項各号に掲げる職員のほか必要な職員等を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

- (1) 営業日は月曜日から金曜日とする。  
管理者が指定した日は休日とする。
- (2) 営業時間は午前8時30分～午後5時30分とする。

- (3) サービス提供時間は、1 単位目 9 : 2 0 ~ 1 1 : 2 0  
2 単位目 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

(通常の送迎の実施地域)

第 8 条 通常の実施範囲は、新潟市西区のうち坂井輪中学校区、五十嵐中学校区、内野中学校区、小針小学校区、坂井輪小学校区とする。

ただし、小針 1, 2, 3 丁目・小新・小新大通・小新西・流通センター・的場流通・新田・内野潟向の住所地を除く。

(利用定員)

第 9 条 利用定員は 1 単位 1 5 人とする。(介護予防通所リハビリテーションを含む)

(サービスの内容)

第 10 条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、医師、療法士等リハビリストッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、若年性認知症の方に対して必要なケアを行う。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、栄養改善が必要な方に対し、栄養マネジメントを実施する。
- 5 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、口腔機能向上サービスを実施する。
- 6 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、療法士が居宅を訪問し、検査等を行い、リハビリ計画の作成等を行う。
- 7 通所リハビリテーション計画に基づき、要介護 4 又は 5 の認定を受け厚生労働大臣の定める医学的管理の必要な状態の方に医学管理を行う。

(利用料その他の費用の額)

第 11 条 利用者は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法廷代理受領サービスの場合は、法で定める利用者負担額を利用料とする。

- 2 保険対象外費用については、別表料金表により支払いを受ける。
- 3 1 項及び 2 項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書等を用いて説明したうえで、支払いに同意を得るものとする。
- 4 第 2 項の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は家族に対して、文書等を用いて説明し、同意を得るものとする。

(身体拘束等)

第 12 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用所者又は

他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものとする。

（虐待の防止等）

第 13 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （２）虐待防止のための指針を整備する。
- （３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （４）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥痕対策等）

第 14 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥痕が発生しないように適切な介護に努めるとともに、褥痕対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（非常災害対策）

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- （１）防火管理者は、常に所轄の消防署と連絡を密にし、火災防止等に努めるものとする。
- （２）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う
- （３）非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- （４）非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、職員及び利用者について定期的に遭難、救出その他必要な訓練を行わなければならない
- （５）当事業所は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、知己的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め介護医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(衛生管理)

第 18 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 19 条 当事業所は、職員や職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、指導教育を適時行うほか、必要な措置を講じなければならない。

2 当事業所は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に対して利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかななければならない。

(苦情処理)

第 20 条 当事業所は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(賠償責任)

第 21 条 賠償責任に関しては次のとおりとする。

(1) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者等が損害を被った場合、当事業所は、当該利用者に対して、損害を賠償するものとする。

(2) 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及びその家族は連帯して、当事業所に対してその損害を賠償するものとする。

（職員の服務規律）

第 22 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、事故の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （１）利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- （２）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （３）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 23 条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第 24 条 職員の就業に冠する事項は、別に定める医療法人社団みよし会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 25 条 職員は、この事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（利用者等の服務）

第 26 条 利用者は、この運営規程の定めるところにより、指導、調査及び日課表又は医師の指示、指導に従わなければならない。

（利用者等の留意事項）

第 27 条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- （１）宗教や習慣の相違などで他人を排撃したり、又は自己の意思で他人の自由を侵してはならない。
- （２）建物及び物品は大切に扱い、備品等の位置及び形状を無断で変更してはならない。
- （３）施設内に危険物を持ち込んではいない。
- （４）所持金その他貴重品は通所者等の保管を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て管理を依頼することができる。

（記録の整備）

第 28 条 当事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

（その他）

第 29 条 この規程の施行について必要な細則は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 4 月 1 日一部改定

平成 24 年 4 月 1 日一部改定

平成 27 年 4 月 1 日一部改定

令和 5 年 10 月 1 日一部改定

令和 6 年 3 月 1 日一部改定

別 表

(介護予防) 通所リハビリテーション料金表

保険対象外費用

|                                |        |      |         |                           |
|--------------------------------|--------|------|---------|---------------------------|
| 教養娯楽費                          |        | 1 回  | 1 0 0 円 | レクリエーション材料費等              |
| おむつ<br>使用料                     | 紙おむつ   | 1 枚  | 1 7 0 円 | 使用枚数により、左記の料金を<br>いただきます。 |
|                                | 紙パンツ   | 1 枚  | 1 7 0 円 |                           |
|                                | 尿とりパット | 1 枚  | 5 0 円   |                           |
|                                | 紙おむつ平型 | 1 枚  | 5 0 円   |                           |
| 基本時間外利用料                       |        | 1 時間 | 3 0 0 円 | 通所リハビリテーションのみ             |
| お茶代                            |        | 1 回  | 1 0 0 円 | コーヒー・紅茶・煎茶等               |
| クラブ費                           |        | 実費   |         |                           |
| 料金を提示した以外の日常生活品については実費をいただきます。 |        |      |         |                           |